

県補助金に係る実績報告額の算定誤りについて

2026年6月5日  
郡山市こども部  
こども家庭課  
課長 早川 利郎  
TEL：924-3948

令和7年度福島県妊婦のための支援給付事業費補助金の実績報告において、対象経費の算定に誤りがあり、県補助金の交付額が過少となったことが判明しましたので報告します。

- 1 対象補助金 (1) 名称 令和7年度福島県妊婦のための支援給付事業費補助金  
(2) 概要 子ども・子育て支援法に定める支援給付（妊婦支援給付金の支給）の実施に当たり、市町村が要する経費について県が補助するもの  
(3) 補助率 4分の1以内

2 交付過少額 106,000円

	正	誤	差額
対象経費	3,798,280円	3,374,334円	423,946円
交付額	949,000円	843,000円	106,000円

※交付額は対象経費の4分の1以内、1,000円未満切り捨て

- 3 原因 当該補助金の対象経費として、発送用及び返信用の郵便料のいずれもが該当するものであるが、実績報告の算定時において、返信用の郵便料のみを確認、計上し、発送用の郵便料の確認、計上を失念してしまったため、算定額が過少となった。
- 4 再発防止策 (1) 複数職員によるチェック体制の徹底  
(2) 各補助制度に対する職員の理解力向上  
(3) 各事業における郵便料の詳細内訳については、これまで実績報告時のみの突合となっていたため、月次での突合を行い、確認機会を増やすことで計上漏れを防止する

【妊婦のための支援給付金】

妊娠期から出産・子育てまでの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、給付金を支給する国の制度。

給付金は2回に分けて支給され、1回目は妊娠時の妊婦給付認定後に5万円、2回目は出産予定日の8週間前以降の胎児の数届出後に胎児1人当たり5万円を支給。（流産や死産の場合も対象）